

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月〇日からは、出向していたが、出向先の業務廃止により、平成〇年〇月〇日会社B店（以下「事業場」という。）への異動の内示があり、同年〇月〇日から事業場のアシスタント職に異動した。
- 2 請求人は、同年〇月〇日、C病院を受診したところ、「適応障害、抑うつ状態」と診断された。請求人によれば、異動先の内示のメールを受けた後から、何が何だか分からなくなり、何も手につかず、異動以外のことは考えられない状態になり、心臓がドキドキし、全身の震えが止まらない状態になったという。
- 3 本件は、請求人が精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病について、D医師は、平成〇年〇月後半頃に「適応障害、抑うつ状態」を発病したと述べ、E医師は、同月下旬頃に「適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと述べている。当審査会としては、請求人の症状の経過から、E医師の意見は妥当なものと考えるところであり、請求人は同月下旬頃に本件疾病を発病したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む精神障害の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人は、平成〇年〇月〇日付けの異動（以下「本件異動」という。）が不当なもので強い心理的負荷を受けたと主張しているので、当審査会において、改めて一件記録を精査し検討したところ、次のとおりである。

本件異動について、Fは、「とても異例のものであると思います。」と述べており、会社内でも前例のないものであったと推認されるが、そもそも本件異動は、請求人が所属していた部署の廃止に伴う配置転換であり、本件異動が請求人に対する何らかのペナルティとしての処分であったとする事情は認められない。

また、異動先に関する事前の打診については、Gの申述と請求人の主張には食い違いがみられるが、少なくとも「店舗新規オープン時のトレーナーへの異

動」との打診について請求人が断っていることが認められる。

さらに、本件異動により、請求人の収入に減額はなく経済的な損失は伴っておらず、異動後の業務について、請求人は、「業務内容そのものの変化については、特にストレスを感じたことはありません。」と述べ、Fが「楽しくやっていた。」と述べていることから、本件異動に伴う業務上の支障は生じていない。

以上のことから、当審査会としても、事業場アシスタントへの異動は、請求人にとって職務経歴からして不満なものであることは十分理解できるところではあるが、本件異動は、請求人の家庭の事情や請求人の所属していた部署が廃止になったことを踏まえ行われたことを考慮すると、本件異動の心理的負荷は「強」には至らないものと判断する。

(4) なお、請求人のその余の主張についても精査したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。